慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	有名人のプライバシーと写真報道の自由・再考 : 欧州人権裁判所モナコ・カロリーヌ王女事件判決のドイツに対する影響
Sub Title	Die Auswirkungen der Carohne-Entscheidung des EGMR auf die
	Bildbericht-erstattung nach deutschem Recht
Author	鈴木, 秀美(Suzuki, Hidemi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication	2005
year	
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and
	sociology). Vol.78, No.5 (2005. 5) ,p.243- 269
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara
	_id=AN00224504-20050528-0243

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

有名人のプライバシーと写真報道の自由・再考

――欧州人権裁判所モナコ・カロリーヌ王女事件判決のドイツに対する影響

木 秀 美

鈴

はじめに

欧州人権裁判所モナコ・カロリーヌ王女事件判決

2 1 判 旨 実

3 判決に対するドイツ政府の対応

本判決の射程

本判決の問題点

本判決のドイツに対する影響――連邦憲法裁判所二〇〇四年一〇月一四日決定

はじめに

ハリウッド俳優やスーパーモデル、欧州で活躍するサッカー選手など、大衆が関心を寄せる有名人が、仕事を

立人の私生活の有効な保護を保障するためには不十分」であり、

欧州人権条約八条に違反すると判断されたこと

ドイツ内外で前例がないほど大きな反響を呼んだ。

から注目を集め、

離 廷の二〇〇四年六月二四日判決は、 ついての判断を示した。 や雑誌に掲載することは法的に許されるか。 いる王女を撮影した写真の公表を認めたドイツ連邦憲法裁判所第一法廷の一九九九年一二月一五日判決が、「申 れて、 買い物や散歩など公共の場所で日常生活を送っている場合、 本判決では、公園、 モナコ・カロリーヌ王女のドイツに対する個人申立てを受けて、 許されるとして、それはどの程度までか。 市場、 海辺、スキー場などといった公共の場所で日常生活を送って 本人の同意なくその姿を写真撮影し、 欧州人権裁判所第三 この間 一小法 問題に 聞

そこで本稿では、 を明らかにしたうえで、 とドイツ連邦憲法裁判所の関係をめぐる議論が高まっている。 リーヌ王女事件判決を手がかりに、 イツは、 近年、 本判決を比較的詳細に紹介することにより、本判決と一九九九年の連邦憲法裁判所判 欧州人権裁判所での敗訴が続き、欧州人権裁判所判決の国内法への影響や、欧州人権裁判所 本判決がドイツにどのような影響を与えるか、その射程について考えてみることにした 有名人のプライバシーと写真報道の自由について検討を加えたことがある。 筆者はすでにドイツ連邦憲法裁判所のモナコ・カ 0 相違

調整に関するこのささやかな研究を、 名人のプライバシーと写真報道の自由をめぐって生じた、欧州人権裁判所とドイツ連邦憲法裁判所の対立とその · ~ 恩師 「国により著しい格差のあることも否定できないが、それでも人権尊重の思想と基本原理とは各 田口精一先生は、 世界各地域に拡大、浸透して行く可能性をもつものとみることができよう」と述べておられ 一九八一年度の日本公法学会部会報告「人権の国際化」において、 謹んで田口精一先生の墓前に捧げたい。 人権保障 の実施につ 国 |共通の 有

二 欧州人権裁判所モナコ・カロリーヌ王女事件判決

1 事 宇

(1) 事件の成立

には、 場での休暇、 に 社のドイツ語雑誌 たちといっしょの様子、お供の女性と市場の花屋に立ち寄ったところなどが撮影されていた。写真②にはスキー テ』に掲載された一連の写真、③同年に『ノイエ・ポスト』に掲載された一連の写真の公表が争われた。写真① された写真は、 三度目の結婚によってドイツの名門ハノーバー公夫人となった。王女は、主にパリで暮らしている。 ○年代初めより、 の浜辺で障害物につまずいて転倒した様子が撮影されていた。 申立人は、 『フライツァイト・レヴュー』と『ブンテ』に掲載された一連の写真、②一九九七年二月から四月に 王女が当時交際していた俳優との夕暮れのレストランのテラスでの食事、王女一人での乗馬、二人の息子 ハノーバー公との競馬見物やテニスをしている様子など、写真③には、水着姿の王女がモンテカ モナコ公国 ブルダ社のドイツ語雑誌『ブンテ』と『フライツァイト・レヴュー』、ハインリッヒ・バウアー 欧州諸国において私生活を撮影した写真の公表をめぐって大衆紙と争ってきた。本件で問題と(6) 『ノイエ・ポスト』によって公表されたものである。具体的には、①一九九三年七月から八月 「のレーニエ大公の長女で、 モナコ国籍のカロリーヌ王女である。 王女は、 一九九九年に 王女は、 九

(2) 第一次差止め訴訟

基本法二条 および写真による著作物の著作権に関する法律」(Kunsturhebergesetz, 以下では「KUG」と略記)によって保 王女は、 一九九三年八月、 項 条一項において保障された人格権および私的領域の保護につい ブルダ社を相手取り写真①の再公表の差止めをハンブル ての権利 ク地裁に求めた。 ならびに 王女は、 「造形美

表を受忍しなければならないと判断した。

sonen der Zeitgeschichte, される雑誌については、 れる雑誌に限って、 障された肖像権の侵害を主張した。 フランス民法典と国際私法の規定に従って王女の請求を認めた。これに対し、 ドイツ法を適用すべきであり、 本判決英文では、 ハンブルク地裁は、 figure of contemporary society par excellence) _ 一九九四年二月四日の判決によって、 王女はKUGの「現代史の絶対的人物 として当該写真の公 フランスで発行さ (absolute ドイツで発行

ly" 公表が許される。 相対的人物とは、 手など、ある特定の出来事とは無関係に、常に世間の注目を浴びている人物を意味する。これに対し、現代史の 現代史の「人物」は、 領する利益は、 現代史的出来事との関連においてのみ、 れ においてだけでなく、 ない。 ては、 象が現代史の人物である場合に、それが KUG二二条によれば、 public figures) 当事者の正当な利益を侵害しないかぎり同意なく肖像を公表することができる。ドイツではこれまで、 ただし、 K U G 二 三 条 は その出来事との関連においてのみ認められるからである。 これに対し、現代史の相対的人物の場合には、その人物が匿名性を失うきっかけとなった当該 ある特定の出来事との関係で匿名性を失った人をいう。現代史の絶対的人物は、 に区別されると解されてきた。 日常生活や私生活において肖像を撮影された場合でも、 絶対的人物と相対的人物(relative Personen der Zeitgeschichte, 当事者の同意を得なければ、 「現代史の領域からの肖像」(一項一号)を例外としている。 当事者の同意なしに肖像の公表が許される。 「現代史の領域からの肖像」になると解しており、現代史の人物につ 現代史の絶対的人物とは、 ある人の肖像を流布したり、公表したりすることは許 政治家、 原則として、 何故なら、 本判決英文では、"relative 有名な俳優やスポー 本人の同意なくその 通説は、 公衆が情報を受 その公的生活 描写の ツ選

公表禁止を正当化するような正当な利益はないと判断した。なぜなら、現代史の絶対的人物にとって、私生活 ンブルク地裁は、 こうした従来の解釈に依拠し、 王女は現代史の絶対的人物であり、 王女には当該写真の 民事裁判所の判断を支持した。

の判決によれば、

基本法一条一項との結びつきにおける二条一

項から導出される一般的人格権によっ

て保

屋外で撮影されたものであった。 保護につい 7 の権 利 は 自宅のドアの中に限定されるからである。 ハンブル ク上級地裁も王女の請求を退けた。 王女が再公表の差止 |めを求めた写真は

べて

の目 なかレストランのテラスで恋人と食事をしていた王女を撮影した写真がこれにあてはまるとされた。 や不意打ちで撮影した写真の公表は、 絶されており、 決によれ トランのテラスで恋人と食事をしている王女を撮影した一連の写真については再公表の差止めを認め 連邦通常裁判所は、 から隔絶され 現代史の絶対的人物の場合にも、 それを誰もが客観的に認識できる場所に及ぶ。そのような人物が、一人でありたいと望み、 ていることを信じて、 九九五年一二月一 私的領域の保護についての権利を侵害する。 公共の場所ではとらないような行動をとっているその様子を、 九日の判決によって、 私的領域の保護は自宅内に限定されず、屋外でも公衆の目 王女の上告の一 部を認容し、 問題の写真のうち、 夕暮 n た 0 隠し撮 な ら隔 n ŋ ス

子どもは大人よりも一般的人格権の手厚い保護が必要であるとして、 して憲法異議を申し立てた。 公表を認めた民事裁判所の判決による一般的人格権侵害を認めたのである。しかし、それ以外の写真については この判決に不服であった王女は、一般的人格権 連邦憲法裁判所の一九九九年一二月一五日の判決は、 (基本法一条一項との結びつきにおける二条一 子どもたちとともに王女を撮影した写真の 王女の主張の一部を認容した。 項 の侵害を主

され 場合を対象とする。また、 から隔絶された場所で、 る私的 領域は、 テーマと空間によって決定される。 写真報道によって妨げられずに行動する可能性を原則として有してい この保護は、 自宅の領域に限定されない。 私的領域の保護は、 個人は、 情報内容が典型的に 自宅の外でも、 なけれ 明らかに公衆の 私的」 ばならない。 である

般的人格権は、

自己の人格を商業化するための保障ではない。

描写されることからの私的領域の保護は、

限り、 物 は片親の一 が ~自ら、 記事ないしそこに掲載された写真にも及ぶ。 基本法六条一項と二項によって強化される。 特定の、 般的人格権の保護内容は、 通常は私的とみなされる事項を公開することに同意したその限りにおい 子どもに対する親に固有の行為を撮影した写真の公表が問題となってい これは、 基本法五条一項によるプレスの自由 公的生活を送る人物を、 日常生活または私生活 の保障は、 て後退する。 娯楽的 両 な出 親また る

(3) 第二次・第三次差止め訴訟 て撮影した写真の公表にも原則として妥当する。

写真は、 辺を公衆の目から隔絶されている場所とみることはできないし、障害物につまずいて転倒したところを撮影した ル に憲法異議を申し立てたが、二○○○年四月四日の部会決定によって王女の基本権侵害の主張は退けら 級地裁は王女の請求を退けた。 部会決定によって民事裁判所の判断を支持し、王女の憲法異議を認めなかった。 請求を退けた。 載された写真の不鮮明さが隠し撮りであったことを物語っていると主張した。しかし、 、ク地裁に求めた。王女は、写真が撮影された浜辺が高額な入場料を要求する、厳重に管理されたプライベ 王女は、 王女は、一九九七年五月、ブルダ社を相手取り写真②の再公表の差止めをハンブルク地 ビーチであり、 王女の名誉を低下させるものではない さらに、 地裁は、 一九九七年一一月、ハインリッヒ・バウアー社を相手取り写真③の再公表の差止めをハンブ カメラマンは許可なく立ち入ることができなかったことについての証拠を提出し、 入場が有料であっても浜辺は公共の海水浴場であると解した。 上級地裁が連邦通常裁判所への上告を認めなかったため、 との判断を示した。 連邦憲法裁判所は、二〇〇〇年四月一三日 地裁と上級地裁は王女 上級地裁は、 王女は連邦憲法裁判 一裁に求めた。 ブー 雑誌に掲 ル や浜 0 1 所

4) 訴訟当事者等の主張

王女は、 二〇〇〇年六月六日、 欧州人権裁判所にドイツを相手取って個人申立てを行った。王女は、 ドイツの

並

みな写真で多くの売り上げを獲得しようとしている娯楽雑誌である

2

K

イツ政府

0 主張

裁判所 イト大学オーリー 入権 П 裁判所は、 0 頭弁論では、王女の弁護士プリンツ氏ならびに、 判 決が条約八条によって保障された私生活と家族生活の尊重についての権利を侵害したと主張した。(ミ゙) 二〇〇三年七月八日に個人申立ての適法性を確認したうえで、 -教授が弁論を行った。 以下では、 判決で示された訴訟当事者等の主張を明らかにしておく。(3)(3)がに、政府側から法務省シュトルテンベルク氏およびバ 同年一一月六日に口 ルク氏およびバ 頭弁論 を開 イ

欧

口

1 王女の主張

私生活の保護を日常的にかいくぐっている。王女も、 に売られ、そこで公表されている。ドイツの判例に基づいて、ドイツの雑誌社は、 表には当事者の同意が必要であるが、フランスで同意を得ずに王女の屋外での日常生活を撮影した写真がド 公人 (public figure) くの写真が問題になる場合、 写真の撮影とその公表は許される。 撮影された写真の場合、 ることは認めるが、 ドイツの 裁判所の判決によれば、 の私生活の保護は不十分である。フランスでは、公式行事以外の様子を撮影した写真の公 王女が問題にしているのは読者の覗き見的傾向を満足させ、 その場所が空間的に公衆の目から隔絶されていたことを王女がそのつど証明しない限り、 それらの写真がいつどこで撮影されたかを確認することは不可能である。これでは、 裁判所で争う場合、 王女は自宅のドアを出るやいなやパパラッチに追われることになる。 民主的社会においてプレスの自由が重要な役割を果たして たいていその写真の撮影から数カ月が経過しており、 王女の日常生活を撮影した月 フランスで認められるはずの 屋外で イ ÿ

ても、 「ドイツ法は、 関して、 私生活 条約八条において保障された王女の私生活尊重権と、 この有効 民主的社会におけるプレスの自由の重要な役割も考慮しつつ、 な保護を保障するために十分な保護を与えている」。 条約一○条において保障されたプレスの自 ĸ イツ 濫用を阻止し、 Ó 裁判 所 は 玉 たとえ公人であ 家 0) 裁 量 0 余 由

共の場所でどのように行動するかを見聞する正当な利益を有しているからである。「連邦憲法裁判所によるプ 要としない場合を、 の 間 の適切な調整を行った。 公務を果たしている場合に限定することを求めない。なぜなら、 現代史の絶対的人物にとっての私生活の保護は、 その写真の公表に本人の同意を必 公衆はそのような人物が公

ス の自由のこのような定義は、 F 3 イツ雑誌協会の主張によれば、 訴訟参加者の主張 欧州人権条約一○条とそれについての欧州人権裁判所の判例にも適っている」。 私生活尊重権とプレスの自由の調整という観点からみて、 フランス法とイギ

う事実も考慮されるべきである。 リス法 の限りにおいて限定的に解釈されてはならない。政治的な報道と娯楽の境界がしだいに消えようとしているとい でなく、他の理由で有名になった公人に対しても存在する。「番犬」(watchdog)としてのプレスの役割は、 てきた欧州人権裁判所の判例を尊重したものである。 五号で明らかにされた私生活の保護についての原則と、常に民主的社会におけるプレスの傑出した意義を強調し の中間にあるドイツ法は、 さらに、 両者の適切な調整を保障している。これは、 私生活の保護についての欧州標準は存在せず、 情報を受領する公衆の正当な利益は、 欧州審議会議員会議決議 国家にはこの分野で広 政治家に対してだけ

に対する関心には王家自身にも責任があることを指摘した。 あったことや、 厳密に行ってきたことを強調した。また、 さらに、 ブルダ社は、 モナコ王家がこれまでメディアの関心を自ら得ようとしてきたこと、 ドイツ法が常に個々の事例ごとに情報を受領する公衆の利益と人格権の保護 王女が、 母の死後、 公式にモナコ公国の「ファースト・ それゆえ公衆のモナコ王家 との デ イ 衡量 1 を で

範な判断余地が認められてい

2 判旨

二〇〇四年六月二四日、 スロベニア、アイルランド、アルバニア出身の七名の裁判官は全員一致でドイツによる条約八条違反を認 欧州人権裁判所第三小法廷を構成するポルトガル (裁判長)、 ドイツ、スイス、 ١ ル

① 私生活の保護と表現の自由に関する一般原則

た。

を確認し、 たは他の人物とともに撮影した写真が、王女の私生活にかかわっており、それゆえ八条の適用が可能であること 本判決はまず、本件では、 そのうえで私生活の保護と表現の自由に関する一般原則を次のように明らかにした。 いくつかのドイツの雑誌によって公表された、 日常生活における王女を、一人でま

立させなければならない。その際、 人物の肖像の保護にも妥当する。 義務は、 消極的義務に、 に対しそうした侵害をしないことを義務づけているだけではないということを繰り返し明らかにしている。 な原則は同様である。 「裁判所は、 八条における国家の積極的義務と消極的義務の区別は、 私的領域の尊重に役立ち、 条約八条の目的が、 私生活と家族の生活の実効的な尊重をその構成要素とする積極的義務が加わることも可能である。 いずれの場合も、 本質的には個人を公権力による恣意的な侵害から保護することであるとしても、 国家はいずれの場合にも一定の評価の余地を有している」。14、個人と公衆全体の間で衝突し、競合している利益のバランスの取れた衡量を成 個人相互の関係へと入り込む措置を必要とする。これは、 厳密な定義にはなじまない。それにもかかわらず、 第三者による濫用からの このような 適 用

すなわち、 連して、 「私生活のこのような保護は、条約一○条によって保障されている表現の自由と調整されなければならない。 プレスは、 裁判所は、 それらなくして『民主的社会』 民主的社会において不可欠な役割を果たす。 表現の自由が民主的社会にとって不可欠な基礎の一つであることを想起する。 が存在しえない、 多元主義、 すなわち、 寛容、 たとえプレスが、 心の寛大さを要請する。 とりわけ他者の名誉および ……表現の自由 この枠! これ 組みにお と関

権利の保護に関して、一定の限界を越えてはならないとしても、それにもかかわらず――その義務と責任に調和するよ うな方法で――公共の関心事であるすべての問題について情報および思想を流通させことはプレスの義務である。

く、本人にとっては、その私生活へのとくに深刻な侵入あるいは、迫害とさえ感じられる条件の下で撮影される」。 ある。本件では、『思想』の流通ではなく、ある個人の非常に私的な、または内密的でさえある『情報』を含んでいる 肖像の流通が問題となっている。さらに、街頭売り大衆紙で公表される写真は、しばしば、継続的ないやがらせに等し 「表現の自由が本件の写真の公表に妥当するとしても、それは他者の名誉および権利の保護にとって特に重要な領域で

判所は、一〇条は侵害されていないと結論づけた。しかしながら、裁判所は、別の事件において、問題とされたその対(タ) かなる細部(details of the private life)も明らかにしてはいない』という事実をとくに重視した。その結果、(%) 象が、『公衆にとって重大な関心事』である時事的な記事であり、公表された写真は問題とされた本人の『私生活のい 正当化され』ず、従って、この言葉の選択は、『公衆にとって重要な問題(に関係し)』ないと判断した。その結果、 ける写真または記事による公共の利害に関する議論(debate of general interest)への奉仕を重視してきた。 の要請に対して優位に立つ』。その結果、裁判所は、条約一〇条違反があったと判断した」。 ミッテラン大統領の二期にわたる全七年の任期についての公共の利害は、 を含む著書の公表が問題となった最近の事件においても、次のように判断した。すなわち、『時間が長ければ長いほど、 ある事件において、ある個人の私生活に関して特定の概念を用いることは、『公衆の関心(public concern)によって 「裁判所が、私生活の保護を、表現の自由と調整しなければならなかった事件において、裁判所は、常に、プレスにお 一○条違反があったと判断した。同様に、裁判所は、ミッテラン大統領の元担当医により大統領の健康状態の暴露 健康状態の秘密に関する大統領の権利の保護

② 裁判所による一般的原則の適用

したものであること、また、王女がモナコ王家の一員として、特定の文化的な催しや福祉事業において国家を代 裁判所は、 まず、ドイツの雑誌に掲載された王女の写真が、 その日常生活、すなわち純粋に私的な行動を撮影

表しているとしても、モナコ公国という国家において、またその委託によってはいかなる任務も果たしてい ことを確認した。これに続いて裁判所は、 一般原則の本件への適用について次のような判断を示した。

ある」。 (3) は含まれない。なぜなら、公表された写真は、その解説とともに、もっぱら王女の私生活の細部に関するものだからでは含まれない。なぜなら、公表された写真は、その解説とともに、もっぱら王女の私生活の細部に関するものだからで な権利であるとしても、これは本件にはあてはまらない。本件の状況は、こうした政治的議論または公的議論の範囲に は、公人、とりわけ政治家に関係している場合に、私的生活の様子(aspects of the private life)にまで及びうる重要 民主制における『番犬』として重要な役割を果たすのに対して、後者の場合はそのような役割を果たさない」。 レスが、 い個人の私生活の細部についての報道である場合とで、両者の間には根本的な相違があることを裁判所は考慮する。 会における議論に奉仕することができるような事実についての報道である場合と、本件のように、 「同様に、たとえ、民主的社会において、公衆が情報を受領する権利を有しており、それが、ある特定の特殊な状況で たとえ論争的なものであったとしても――それが、例えば、政治家の職務の行使に関するものであり、 前者の場合に、『公共の利害に関する問題についての思想と情報を流通させること』に奉仕することにより、 公務を果たしていな 民主的社

のみに奉仕する、 「裁判所は、 |利害に関する議論に奉仕するものと認めることはできないと考える」。 類似の他の事件と同様に、王女の私生活の細部に関するある特定の読者の好奇心を満足させるという目的 問題とされている当該写真と記事の公表を、 (%)。 王女の知名度の程度にもかかわらず、社会における公共

たことによって明らかになるという。 して、それは、とくに、王女がモンテカ 裁判所はここでとくに、 多数の公人がパパラッチによる迷惑を被っているという観点の重要性を指摘した。そ ルロロ の浜辺で転倒した姿を、 数百メート ル離れた場所から隠し撮りされ

最後に裁判所は、 ド イツのKUGについて次のような問題を指摘した。 人物と位置づけるKUG二三条一項についての国内裁判所の解釈に

裁判所にとって、

ある人物を現代史の

『絶対的』

たしてはいない。

当しうる。 利の保護を非常に限定するものであり、 従うことは困難である。 王家のメンバーであるということから、 しかしながら、この定義は、 この定義は、それに該当する人物にとって、私生活と自己の肖像の利用をコントロール 公衆とプレスの関心の対象となっているが、王女自身はいかなる公的役割も果 王女のような『私的』な個人については正当化されえない。 それはおそらく、公的役割 (official functions) を果たしている政治家には妥 王女は、 もっぱら でする権

所は考える」。 権利を保護するその積極的義務を履行することを保障するために、 ずれにせよ、このような状態では、 国家が、 欧州人権条約の下で、 KUGは限定的に解釈されなければならないと裁判 私生活と自己の肖像の利用をコント 口 1 iv でする

個人は、 にいるかを、まさに正確に知る必要がある」。 してどこでは保護された領域におり、 「最後に、現代史の『絶対的』人物と『相対的』人物の区別は、一義的かつ明確でなければならない。 法の支配によって統治された国家において、 · (27) 反対に、 他者、 とくに街頭売り大衆紙からの侵害を予期しなければならな 自己の将来の行動のために、 正確な情報を得る。 個人は、 それによって、

であっても、それらの写真が非常に広範に流布されることを受け入れなければならない」。 (28) なければならず、本件のように、たとえその写真とそれに付された記事が、 することができない。そうでない場合、王女は、ほとんどどんなときにも、撮影されることを、 絶された場所にいて、さらに、(それは困難かもしれないが)それを証明できた場合でなければ、 あったと考える。 「裁判所は、それゆえ、 王女は、現代史の『絶対的』人物として――プレスの自由と公衆の利益のために――公衆の目から隔 国内裁判所がその判決の基礎とした基準が、王女の私生活を有効に保護するためには不十分で もっぱらその私生活の細部に関連するもの 制度として、 私生活の保護を主張 受け入れ

害を正当化するためには、王女が現代史の『絶対的』人物に分類されたことのみでは不十分である」。 としており、 「空間的に隔絶されているという基準は、 該当する人物にとって事前にそれを判断することは困難である。 たとえそれが理論的には適切であるとしても、 本件で、 王女の私生活へのこのような侵 実務においては、 Ħ

から隔絶されていることという基準は、

非常に限定的なものである。

むしろ、「公人が、

メディアから保護さ

合する利益の適切な調整を行わなかった」と判断し、 判所は、 以上のような理由により、 「国家に認められた評価 ドイツによる八条侵害を認めた。 の余地にもかかわらず、 ド イ ツの裁判

所

は

競

③ Barreto 判事の意見

欧州 利 判事は、 る事実も、 スによって明らかにされたばかりである。 女の生活に関する情報は公共の利害に関する議論に奉仕する。先ごろ、スペイン王子の披露宴にあたり、 る役割を果たしているすべての人のことである」。王女は、公的役割を果たしていないとはいえ公人であり、 情報を受領する公衆の権利と間でバランスの取れた衡量が行われる必要がある」。「公人とは、 生活について情報を受領する権利がある。 する議論に奉仕するものではないという点について、 題とされた写真と記事がもっぱらその私生活の細部に関連するものであるため、 公衆の情報を受領する権利を含む、 の 源を使用している人をいい、広義には、 につい この判決には 私生活 と世界の上流階級に属する人物の中で、 ドイツによる八条侵害という多数意見の結論には賛同しつつも、王女が公的役割を果たしておらず、 ての欧州審議会議員会議決議一一六五号の七条によれば、 公衆の関 の境界を画定することは簡単なことでは Barreto 判事 心の対象となる場合があり、 (ポルトガル) と Zupancic 判事 各人の表現の自由の権利という二つの基本権の間 公衆の関心は、 政治、 それゆえ、 公衆によって最も熱狂的に歓迎される人物のひとであることが。 それは公人も同様である。 経済、芸術、社会、 ない。 問題を解決するためには、 異なる立場をとった。「王女は公人であり、 政治的な議論に限定されない。 とはいえ、 (トルコ) 公務 (public office) についているか、 スポーツや他の領域の公的生活においてあ ۴ イツの裁判所が設定した空間的 の意見が付された。 それゆえ、 王女の私生活についての権 それらの公表が公共の利害に関 の調節が必要となる」。 「公人の私生活尊重権 政治家の私生活上のあ プライバ このうち Barreto 公衆は王女 シー 王女が 公的 利と 0 بخ 問 公 \pm 権 の

私生活としての保護を期待できたと考えられる。

待できるような状況とはいえない。これに対して、 れていることについての 11 が、 権利と情報を受領する権利に優位する」と考えるべきである。そのような状況を具体化することは簡単ではな 問題とされた写真のうち、モンテカルロの浜辺や、買い物をしているところは、 『正当な期待』を有する状況ではいつも、 テニスや乗馬の写真については、その場所や状況によっては 公人の私生活についての権利が、 私生活としての保護を期 表現の自由

ただし、その適用には限界があることを自覚して、 Barreto 判事は八条が侵害されたとの結論を支持した。

3 判決に対するドイツ政府の対応

対し大法廷への上訴を迫った。しかし、ドイツ政府は大法廷へ上訴せず、 批判を勢いづけた。 ス リーヌ判決を担当した連邦憲法裁判所元判事グリム教授は、 れる大法廷に上訴することができる。このため、ドイツのメディア界は、 スの行き過ぎた行動だけでなく、「プレスの役割の核心に打撃を与える」との意見を述べて、 の自由と人格権との対立を調整するにあたって重要なファクターへの配慮を欠いていたと指摘し、 本判決は、 出版社やジャーナリストからプレスの自由を制限するとの厳しい批判を受けた。 欧州人権裁判所では、 小法廷判決に不服がある訴訟当事者は、三カ月以内に一七名で構成さ 新聞のインタヴューにより、欧州人権裁判所はプレ(3) 本判決が確定した。 激しいキャンペーンを展開 一九九 本判決に対する 本判決はプ 九年 政府に Ò 力

につい 法裁判所長官に意見を求めた。 連邦法務大臣は、二○○四年九月一日の閣議で大法廷に上訴しないことを決めた理由について、 本判決を尊重しなければならないが、従わなければならないというわけではなく、また、 ての報道には妥当せず、 調査報道を妨げることはない、と説明した。 連邦憲法裁判所長官は、 大法廷に上訴することも可能であるが、今回は、 政府は、 この閣議決定の前に連邦憲 本判決は ド イツ 6政治

ずにしばらく様子をみるという選択肢もあるとの意見を示した。長官は、「基本法によるプレスの自由の保護と、 訴しなければならないかもしれないが、(今回は)欧州人権裁判所大法廷への上訴を求めない」とした。 欧州人権裁判所の法的見解の間でこれからも対立が続く場合には、ドイツは今後のある事件において大法廷に上

どのように対応するか、 応を支持した。同教授は、例えば、プレスの自由をドイツ以上に広く認めてきたイギリスの裁判所が、 で敗訴すれば、 えと説明した。政府は、 理由について、本判決がドイツの裁判所における実務にどのような影響を与えるか、しばらく様子をみたいと考 して連邦憲法裁判所でプレスの自由に関する事件を担当しているホフマンリーム教授も、 ドイツが上訴しなかった理由については、その後、 その判決が先例として固まってしまう可能性があったことも指摘した。グリム教授の後任判事と 今後の成り行きをみるべきだという意見を明らかにした。 上訴しても、大法廷がどのような判断を下すかを予見することはできず、かりに大法廷 連邦議会でも議員から質問がなされた。 同じ理由 政府はその最大の から政府 本判決に の対

三 本判決の射程

本判決の問題点

1

王女の私生活を撮影した写真の公表について、

連邦憲法裁判所判決が欧州人権裁判所によって覆されたことは、

裁判所判決との本質的な相違はないと指摘する見解もみられるようになっている。(※) 本判決がドイツに与える影響を限定的にとらえる見解、(35) ドイツにとっては大きな衝撃であり、 判決直後は本判決に批判的な見解が大半を占めていた。 あるいは本判決にはその第一印象が与えるほど連邦憲法 その後、 学界では

本判決によれば、 プレスによる写真や記事の公表について、 私生活の保護と表現の自由を調整する際には、 公

共の利害に関する議論に奉仕するか否かが問題となる。 る議論を惹き起こすような報道の場合には表現の自由に優位がみとめられる。これに対し、公的役割を果たして 政治家の職務に関する報道のように、 民主的社会におけ

私生活の保護が重視される。公衆の情報を受領する権利

ない人物の私生活の細部についての報道の場合には、

は は、 度の程度にもかかわらず、社会における公共の利害に関する議論に奉仕するものとして認めることはできない。 王女の私生活の細部に関する読者の好奇心を満足させるという目的のみに奉仕するものであり、 特定の状況では、 公人、とりわけ政治家の場合、 私生活の様子にも及ぶ。 しかし、問題とされた写真の公表 王女の知名

務では過度に漠然としている。 王女の私生活を有効に保護するためには不十分である。 現代史の はない。 いる場所について私的領域としての保護を認めているが、この基準は理論的には適切であるようにみえても、 次に、 王女は、 条約八条から導かれる国家の積極的義務を履行するため、 「絶対的」人物と「相対的」人物の区別は、 公的役割を果たしておらず、 王女が現代史の絶対的人物であるという理由だけでは、 私的な個人であり、 明確でなければならないが、 また、 国内裁判所は、 KUGは限定的に解釈されなければならない KUGの意味における現代史の絶対的人物で 屋外でも公衆の目から隔絶され 国内裁判所が採用した基準 私生活への侵害を正当化 実

義を援用しつつ、王女は公人であると述べている。 に付された Barreto 判事の意見も、 イバシーの権利に関する欧州審議会議員会議決議一一六五号が採用した公人の概念定義にも合致しない。 そのような限定は、 本判決については、 締約国における「公人」という言葉の用い方に適っていないだけでなく、一九九八年のプラ まず、「公人」 この点について多数意見を批判しており、決議一一六五号の公人の概念定 の範囲が結果的に政治家と公務員などに狭く限定される点が問題となる。 本判決

王女の私生活の細部についての報道が公共の利害に関する議論に奉仕しないと判断されたことについて

するためには不十分である。

258

から、 活の領 って、 は さらに検討する必要があるとい 適用可能 権力行使による侵害から保護する消極的義務の場合と、 その 締約国 域に属する権利への介入である場合には、 そのためにはより説得力のある理由 垂 な原則は同じとしているが、 由 の評 が 十分に説明され 価 の余地を認めながら、 えよ(40) てい ない 両者の場合に認められる国家の評価 といい Iづけが必要だったのではないか。「国家の評価の余地は、個人の私生詳細に理由づけられた連邦憲法裁判所の結論をくつがえしたのである う問題が その範囲は狭くなる」とい(39) きある。 私人間において私生活を保護する積極的義務 本判決が、 私生活の保護と表現 の余地を同じと考えてい われている。 本判決は、 の自 由 るのかどうか 0 調 私生活を公 の場合とで、 に あた

私的 裁 邦 じて公衆が情報を受領する利益の具体的衡量を重視していた。 より指摘されていた。 絶対的人物であるとされた者は、 対立する利益の調整にとってある程度の手がかりになるとはいえ、 たうえで、 例に応じた具体的衡量を行ったうえで示された結論であった。 判所 憲法 てきた現代史の絶対的人物と相対的人物の区別を放棄しようとしているのではない 'n ばならないということになる。 領域の保護と、 様 **S裁判所** の判決を、 0 批判は、 王女の写真の公表に適用されるKUGの解釈を行った。 は 子どもがともに撮影されていない限りにおいて支持したが、 王女を現代史の絶対的人物であるとし、 現代史の絶対的人物と相対的 プレ 連邦憲法裁判所は、このような問題を意識して、 スの自由や公衆が情報を受領する利益について、 屋外にいるかぎり、 このため、 KUGの解釈については個別事例に応じた衡量の必要性が 人物の区別 私生活であっても、 王女の私生活を撮影した写真の公表を認 ※が明確ではないと判断されたことにもあては このため、 連邦憲法裁判所は、 もし機械的にこれが運用されると、 現代史の絶対的人物と相対的 写真を撮影される側の利益と、 その保障の意義と範囲を詳 同意のない写真撮影をすべて受忍しな 連邦憲法裁判 それは対立する基本権につい 一般的人格権 かと指摘されていたほどで 所 は 民事裁判 人物 か でいる場出が め た連邦 細に検討 の きる。 所が 写真を通 区 現代史の こされる か 別 採用 て事 ね は 通 連

ある。本判決は、 このほか、欧州人権裁判所は、この判決により締約国における私生活の保護と表現の自由の調整基準を、 連邦憲法裁判所のそうした態度を見過ごしているといえよう。 (42)

しない場合、 と表現の自由の調整基準は、締約国間ではなはだしく異なっている。プレスの自由を尊重するイギリス法と、私 していない、あるいはそのような裁判所としての役割を逸脱したとの厳しい批判がなされている。(※) らには、それを理由づける必要があったのに、本判決からそのような問題意識を読み取ることはできないと指摘 行われている。欧州人権裁判所はこれまで、八条だけでなく、一○条の場合にも、締約国間に統一的見解が存在 の法がある。中間に位置する国々では両者は原則として等価であると考えられており、個別事例に応じた衡量が 生活の保護を重視するフランス法という両極の中間に、ドイツ、スペイン、オーストリア、スイスといった国 ンスの基準で統一しようと考えているのではないかとの懸念が比較法の観点から表明されている。私生活の保護(st) したうえで、本判決は、まず結論ありきで、欧州における人権保障のための裁判所として果たすべき論証を尽く 締約国に広範な評価の余地を認めてきた。そうした状況の中で、ある特定の調整基準を採用するか(45) フラ

所の役割が締約国における人権保障のミニマムスタンダードの確保にあることからすれば、本件の場合には、 現の自由との関係において私生活を保護する積極的義務を国家がどの程度に果たすべきかである。欧州人権裁判 約国により広範な評価の余地が認められるべきであったといえよう。 る。ここで問われているのは、公権力による恣意的な侵害から私生活を保護する国家の消極的義務ではなく、 本件では、王女の私生活の保護と雑誌社の表現の自由の対立を裁判所がどのように調整すべきかが争われてい

2 本判決 のドイツに対する影響 連邦憲法裁判所二〇〇四年一〇月一四日決定

前述したような批判を受けている本判決は、 ドイツに対してどの程度の拘束力をもち、 Ų かなる影響を与え

どまるのか、 人権裁判所判決によって八条侵害を認定されたドイツの裁判所判決の法的効力を破棄する効果は生じない。(8) ドイツ国内では連邦法レベルの義務に置き換えられている 決に従う」 よび官庁を拘束する 人権裁判所は、 ドイツは、 義務を負っている(条約四六条)。この国際法上の義務は、 それともドイツは本判決に適うような判例の変更や、 これに対し、 被害当事者に公正な満足を与えるため、 欧州人権条約締約国として、「自国が当事者であるいかなる事件におい (連邦憲法裁判所法三一条一項)。本判決は、 連邦憲法裁判所の裁判は、 連邦およびラントの憲法機関ならびにすべての裁判所 賠償についての給付判決を下すことができるにすぎな (基本法五九条二項)。ただし、そこから、 ドイツによる欧州人権条約違反の 法律の改正を求められるのか。 条約に同意した一九五二年の法律によって、 ても、 裁判所 確認判決に 本件で欧州 0 最終判 欧州

実父には少なくとも実子との面接交渉が許されなければならないとした。(5) ツの 認めなかったことから、 ツ国内で裁判により実子の親権と面接交渉権を求めたところ、 張して個人申立てを行った。 母親の同意のもとに養子に出された。 際相手との間に生まれた実子の親権および面接交渉権を求めて争ったものである。この子どもは、 欧州人権裁判所判決に関連して下した決定が重要である。この事件は、ドイツ在住のトルコ人男性が、((些) を侵害したことを認め、 の決定によって、 この問題を検討するにあたっては、 裁判 所は、 児童福祉の観点から実父の請求を退けた。このため、実父は欧州人権裁判所に条約八条侵害を主 上級地裁の決定が、 実父が連邦憲法裁判所に憲法異議を申し立てた。 事件を上級地裁に差戻した。 欧州人権裁判所第三小法廷は、二〇〇四年二月二六日の判決で、 母親は子どもの実父が誰であるかを行政機関に知らせていなかった。 連邦憲法裁判所第二法廷が、二〇〇四年一〇月一四日に、 法治国原理との結びつきにおける基本法六条の基本権 同年六月三〇日の上級地裁決定が、 連邦憲法裁判 ところが、この実父があらためてド 所は、 (婚姻 実父の主張を認め、 同年一〇月 本判決とは 生後まもなく 実父の請求 家族の保護 別れた交 四 別 \mathbf{H}

に入れる義務に違反する国家の行為を、

連邦憲法裁判所は、

この決定によって、

欧州人権条約に違反する国家の行為または欧州人権条約の判決を考慮

は、 権保護に関する法を挙げ、判決理由の中で本判決を参照させている。 とりわけ重要である」。連邦憲法裁判所は、そうした部分的制度の例として、家族法と外国人法とともに、(呂) 条三項に規定された執行権と裁判の「法律と法による拘束には、 まな基本権の地位の相互調整を図っている国内法のバランスのとれた部分的制度が問題になっている場合には、 おける基本権に違反する可能性がある」。さらに、「国家機関は、(3) 権条約の保障と欧州人権裁判所の判決を考慮に入れることも含まれる。 国内法秩序への影響をその法適用に関連づけなければならない。このことは、 また、優先する法に抵触して同裁判所の判決を型どおりに『執行すること』も、 法治国原理との結びつきにおいてドイツの基本権侵害になりうるとされた。この決定によれば、基本法二○ 憲法異議として争うことができることを初めて認めた。このような違反 方法的に主張可能な法律解釈の枠内で、欧州人 欧州人権裁判所の判決を考慮に入れるにあたっ 欧州人権裁判所の判決を検討しないこと 当該国内法において、さまざ 法治国原理との結びつきに 人格

義が相対化されると批判した。その際、「この決定が、ドイツだけでなく、とくに中欧や東欧の近年になって締(56) 法裁判所の理由づけから、 約国となった国々における欧州人権条約による保護の弱体化をもたらすのではないかとの懸念があった。 が国内の法秩序や憲法秩序に適っているその範囲に限られるとの結論を締約国が導出する可能性があると考えら 欧州人権裁判所ヴィルトハーバー長官は、この決定のために国内における法適用にとっての欧州人権条約 欧州人権条約と欧州人権裁判所の判決を厳密に尊重しなければならないのは、 連邦憲 それら の意

このような批判を受けて、 「基本法は国際法に対してきわめて友好的な憲法であるが、 連邦憲法裁判所パ ピア長官は、 新聞のインタヴ 国家主権の表出としての最終的判断権を放棄し ューを通じて、 前述した決定に依拠 数年

前

筆者は、

ド

イツの議論を手が

かりに、

欧州における多元的な基本権秩序の相

がまとめられ、互関係につい

て

た

ルある。 る。

ところが、

その後、

欧州連合

(EU) では、

憲法条約と基本権憲章の草案が

当時は困難と思われたEUの欧

州

てはい るまで、 は ラスブー なによりも原則的 人権条約、 無用な対立や摩擦による損失を回避するために、 ない」 欧州人権裁判所と連邦憲法裁判所の今回のような応酬は、 ル 欧州連合の基本権という多元的な基本権秩序があり、 と述べて、 ルクセンブルクにそれぞれの裁判所がある。 :な問題に関する指導的判決を下すべきである」。パピア長官が求めた念入りな調整が達成さ(%) 欧州人権裁判所に次のように自制を求めた。 念入りな調整を行うべきである。 それだけに、それぞれの裁判所の役割と権限に その権利保護についてはカール 今後もしばらく続くものと思わ 「我々には、 ドイツ基本法 ……欧州人権裁判 ス の基本権、 れる。 ル ï 工 つい 所 スト 欧州 は ħ 7

ベ か 邦憲法裁判所は メディアに注目されずにローマで休暇を過ごす俳優と恋人の利益が、 的に行動している場合、 東力が憲法の国際法友好性によって緩和されるとし、 歌手と恋人の様子を撮影した写真の雑誌による公表である。この決定は、 めに関連して、 って本判決を考慮しなければならないが、その際には、 ルリ 0) 連邦憲法裁判所の二〇〇四年の決定に従えば、 決断を迫られる可能性もあるとい 、ン上級地裁の二○○四年一○月二九日の決定は、(3) まさにこの課題にはじめて取り組んだ。 今後、 このように本判決に添った民事裁判所の判断を契機として、 彼らはカメラマンの追跡から保護されるべきであるとの帰結を導い えよう。 ドイツの裁判所は、 本判決を手がかりに、 問題とされたのは、 ドイツでは有名な歌手の恋人が求めた写真の再公表差止 それが国内法に与える影響も視野に入れる必要がある。 プレスの自由に優越すると判断された。 本件と同様の事案におい 有名人が日常生活におい 九九九年の連邦憲法裁判所判決の拘 ローマで休暇中に散歩しているその 自らの判例を変更する た て この事件では、 法解釈 て純粋に私 に あた 連

基検討

権

章を編入した憲法条約が二〇〇四年一〇月に署名された。これにより、

討できなかった問題は今後の課題としたい。

な影響を与えるか、今後の展開を引き続き見守ることにしたい。また、条約八条から導出される積極的義務の履(G) 約加入も実現の可能性が生まれている。そうした状況の中で、本判決が、ドイツや、その他の締約国にどのよう(⑻) 行に関する国家の裁量の範囲や、欧州人権裁判所による国家の裁量に対する統制のあり方など、本稿で十分に検

(~) Caroline von Hannover v. Germany, Urteil v. 24. 6. 2004, Beschwerde-Nr. 59320/00=EuGRZ 2004, 404= ff.; P. J. Tettinger, Steine aus dem Glasuhaus, JZ 2004, 1144 ff.; M. Bartnik, Caroline à la française – ein Schutz vor der Veröffentlichung von Fotoaufnahmen aus dem Privatleben Prominenter?, ZUM 2004, 818 ff.: spruch des EGMR und Umgang mit nationalen Argumenten, EuGRZ 2004, 628 ff.; V. Beuthien, Das Recht auf Anm., JZ 2004, 1018 ff.; Vetter/Warneke, Anm., DVBl. 2004, 1226 ff.; M. Scheyli, Konstitutioneller Anund Pressefreiheit nach dem Europäischen Menschenrechtskonvention, NJW 2004, 2634 ff.; R. Stürner, NJW 2004, 2647. この判決については次のように多くの評釈がある。G. Herrmann, Anmerkung zum Urteil des weisend für den Schutz auch der seelischen Unversehrtheit, ZUM 2005, 192 ff nichtmediale Alltäglichkeit, K & R 2004, 458 ff.; *D. Kaboth*, Der EGMR und Caroline von Hannover: Mehr EGMR vom 24. 6. 2004, ZUM 2004, 665 f.; Chr. Grabenwarter, Schutz der Privatsphäre versus Pressefreiheit: EMRK und Grundgesetz, NVwZ 2005, 50 ff.; H. Forkel, Das «Caroline-Urteil« aus Straßburg — richtung Vorbild für Deutschland?, AfP 2004, 489 ff.; S.-C. Lenski, Der Persönlichkeitsschutz Prominenter unter R. Mann, Auswirkungen der Caroline-Entscheidung des EGMR auf die forensische Praxis, NJW 2004, 3220 Europäische Korrektur eines deutschen Sonderweges?, AfP 2004, 309 ff.; A. Heldrich, Persönlichkeitsschutz

Görgülü v. Germany, Urteil v. 26. 2. 2004, Beschwerde-Nr. 74969/01=EuGRZ 2004, 700=NJW 2004, 3397. 涼 例えば、Jahn and others v. Germany, Urteil v. 22. 1. 2004, Beschwerde-Nr. 46720/99, 72203/01, 72552/01;

BVerfGE 101, 361.

 $\widehat{15}$

者について、小野秀誠「東ドイツ地域における財産返還問題とヨーロッパ人権裁判所」 ○○四)七七○頁以下参照。後者については、本文後述(三の2)を参照。 国際商事法務三二巻六号

- 4 櫻井雅夫編『EU法、ヨーロッパ法の諸問題』石川明教授古稀記念論文集 鈴木秀美「有名人のプライバシーと写真報道の自由――ドイツ連邦憲法裁判所モナコ・カロリーヌ王女事件判 (信山社・二〇〇二) 二九三頁以下。
- 5 七七頁以下〕。 田口精一「人権の国際化」公法研究四三号(一九八一)三〇頁〔『基本権の理論』(信山社・一九九六) 所収、 四
- $\widehat{\underline{6}}$ 鈴木・前掲注(4)二九三頁以下参照
- $\widehat{7}$ BGHZ 131, 332
- 8 BVerfGE 101, 361.
- 9 詳細については、鈴木・前掲注(4)三〇五頁以下参照。
- 10以下本文で「条約」とは欧州人権条約 (正式には、「人権および基本的自由の保護のための条約」)

を指す。

- 11 EuGRZ 2004, 660 ff.
- $\hat{1}\hat{2}$ EuGRZ 2004, 663 ff.
- $\widehat{13}$ Caroline von Hannover v. Germany, Ziff. 44 ff.
- $\widehat{14}$ Vgl. Ebd., Ziff. 42

以下判決の引用部分において「裁判所」とは欧州人権裁判所を指す。

- $\widehat{16}$ 例については注により示すこととする。 Ebd., Ziff. 57. 以下の判決引用部分において、 判決が援用している先例を本文中では示さない。 但し、 重要な先
- 17 Ebd., Ziff. 58
- 18Ebd., Ziff. 59
- 条違反を主張して個人申立てを行った事件。 Tammer v. Estonia, Urteil v. 6. 2. 2001, Beschwerde-Nr. 41205/98, Ziff. 68. 自らも政治家の経歴をもち、 首相の愛人でもあった女性の名誉を毀損したとの理由で刑事責任を問われ、 ジャーナリストである Tammer

- 20 載したとの理由で民事責任を問われ、一〇条違反を主張して個人申立てを行った事件。 社が、欧州議会議員が歳費だけでなく、教師としての給与も違法に得ていたことを報道する記事に議員の顔写真を掲 Krone Verlag GmbH & Co. KG v. Austria, Urteil v. 26. 2. 2002, Beschwerde-Nr. 34315/96, Ziff. 37.
- (21) Plon (Société) v. France, Urteil v. 18. 5. 2004, Beschwerde-Nr. 58148/00, Ziff. 53. 大統領が癌であったこと して個人申立てを行った事件。 を国民に隠していたとの暴露本を公表した主治医が、守秘義務違反の民事・刑事の責任を問われ、 一〇条違反を主張
- (2) Caroline von Hannover v. Germany, Ziff. 60
- (3) Ebd., Ziff. 63. (3) Ebd., Ziff. 64. (5) Ebd., Ziff. 65.
- (26) Ebd., Ziff. 72. (27) Ebd., Ziff. 73.
- (⅔) Ebd., Ziff. 74.
- 29) Ebd., Ziff. 75.
- 意見表明の自由」名城法学四九巻四号(二〇〇〇)一頁以下)。一九九九年のカロリーヌ判決は、 fassungsgerichts, NJW 1995, 1697 ff. 翻訳として、ディーター・グリム(上村都訳)「連邦憲法裁判所判決における 法理の発展に尽力したことで知られる(*D. Grimm*, Die Meinungsfreiheit in der Rechtsprechung des Bundesver-FAZ v. 14. 7. 2004, S. 34. グリム判事は、連邦憲法裁判所在任中、 名誉や私的領域の保護と表現の自由との調整 グリム判事が連邦
- (云) Bundesregierung erhebt keinen Einspruch gegen "Caroline-Urteil", epd medien Nr. 69 v. 4. 9. 2004, S. 8. 団の一員として、 筆者は、 偶然のことながら、この閣議決定が下された二〇〇四年九月一日に、「ドイツ憲法判例研究会」 法務大臣に直接インタビューする機会を与えられ、本判決に対する法務省の取り組みについての説

憲法裁判所を退官する前日に下されたものである。

明を受けた。

- Antwort der Bundesregierung v. 12. 11. 2004, BT-Drucksache 15/4210 = EuGRZ 2004, 665
- (33) FAZ v. 13. 10. 2004, S. 16.
- 論者は、 Kontext, AfP 2004, 509 f. なお、判決直後から本判決を支持する論者も一部に存在している。グリム判事が発展させ た名誉や私的領域の保護と表現の自由との調整法理について、表現の自由を必要以上に保護していると批判してきた 学界の反応について、G. Zagouras, Bildnisschutz und Privatspähre im nationalen und europäischen 本判決を支持する傾向があるという。そうした論者として、Stürner, a.a.O.(Anm. 1); Herrmann, a.a.
- (5) Kaboth, a.a.O.(Anm. 1), 824

O.(Anm. 1); Tettinger, a.a.O.(Anm. 1); Forkel, a.a.O.(Anm. 1).

- (%) Lenski, a.a.O.(Anm. 1), 51
- (%) Grabenwarter, a.a.O.(Anm. 1), 310 f.
- (%) Ebd., 311 f., 315 f.

〇一) 二二三頁以下参照。

- 39 の余地」に対する統制については、西片聡哉「表現の自由の制約に対する裁判所の統制」 スュードル(建石真公子訳)『ヨーロッパ人権条約』(有信堂・一九九七)五六頁。一〇条の解釈における 神戸法学年報一七号(二〇
- 〈40) Caroline von Hannover v. Germany, Ziff. 57. 欧州人権裁判所は、私人間への条約の適用を「国家の積極的義 よりも狭いと指摘している。 九七)四二頁は、八条に関する判例を手がかりに、国家の裁量権は、 の考え方である。中井伊都子「私人による人権侵害への国家の義務の拡大(二)・完」法学論叢一四一巻二号(一九 務」という概念によって可能にしている。これは、ドイツにおける基本権の私人間効力論の保護義務論的構成と同様 消極的義務の場合のほうが、 積極的義務の場合
- (41) 詳細について、鈴木・前掲注(4)三一五頁参照。
- (4) Mann, a.a.O. (Anm. 1), 3222.
- (3) Grabenwarter, a.a.O.(Anm. 1), 316
- ただし、イギリスでもナオミ・キャンベルの薬物中毒治療に関する記事と写真の公表が争われた事件で、二○○

れば、この判決と本判決には共通点があるという。 2004, UKHL 22. T. Hoppe, Campbell v Mirror Ltd.— das »Model«-Urteil zu Privacy?, ZUM 2005, 41 ff. 24-6 許されるが、治療の詳細についてまで報道する必要はないとされた。Campbel v MGN (Mirror Group News) Ltd, 四年五月六日、貴族院は、 私生活の保護を認める判決を下し注目を集めた。治療を受けていることを報道することは

- (4) Grabenwarter, a.a.O.(Anm. 1), 315. 西片·前揭注(39)二四六頁。
- 46 Scheyli, a.a.O. (Anm. 1), 628, 630 ff.; Vetter/Warneke, a.a.O. (Anm. 1), 1229
- <u>47</u> 門田孝「欧州人権裁判所判決の国内法的効力」樋口陽一ほか編『日独憲法学の創造力』下巻』(信山社・二〇〇三) ff. は、これまでの議論を概観している。齊藤正彰『国法体系における憲法と条約』(信山社・二〇〇二)二九三頁、 E. Pache, Die Europäische Menschenrechtskonvention und die deutsche Rechtsordnung, EuR 2004, 393
- (\alpha) J. Meyer-Ladewig, Hk-EMRK, 2003, Art. 46, Rdnr. 8.

三八五頁以下も参照

Cremer, Zur Bindungswirkung von EGMR-Urteilen, EuGRZ 2004, 683 ff.; J. Meyer-Ladewig/Petzold, Die BVerfG, 2 BvR 1481/04 v. 14. 10. 2004, EuGRZ 2004, 741=NJW 2004, 3407. この判決の評釈として、H.-J.

Bindung deutscher Gerichte an Urteile des EGMR, NJW 2005, 15 ff.; E. Klein, Anm., JZ 2004, 1176 ff.

- () Görgülü v. Germany, EuGRZ 2004, 700=NJW 2004, 3397.
- 5) Görgülü v. Germany, Ziff. 64.
- (\(\partial\)) H.-J. Papier, FAZ v. 9. 12. 2004, S. 5.
- (3) BVerfGE, a.a.O.(Anm. 49), C.I.3.(1. Leitsatz).
- 5) Ebd., C.I.3.c) (2. Leitsatz).
- (55) Ebo
- L. Wildhaber, Der Spiegel Nr. 47 v. 15. 11. 2004, S. 50 ff. 同様の批判として、G. Ress, FAZ v. 23. 10. 2004
- Meyer-Ladewig/Petzold, a.a.O.(Anm. 49), 16 の指摘。 ただし、K. Grupp, Zur Berücksichtigung der

20 も欧州人権条約違反を基本権侵害として争う可能性を示したことについて、この決定を肯定的に評価している。 2005, 133 ff., 143 は、このような懸念は杞憂であると指摘している。*Meyer-Ladewig/Petzold*, a.a.O(Anm. 49), Gewährleistungen der Europäischen Menschenrechtskonvention bei der Auslegung deutschen Rechts, DVBI

- (5) Papier, a.a.O.(Anm. 52)
- (完) Kammergericht Berlin Beschluss v. 29. 10. 2004, AfP 2004, 564 ff
- $\widehat{60}$ mann, Das Bundesverfassungsgericht in Europa, EuGRZ 2004, 620 ff 鈴木秀美「EU法と欧州人権条約」比較憲法学研究一一号(一九九九)一五頁。 最近の議論について、 Berg-
- ta, JZ 2005, 126 ff.; R. Uerpmann-Wittzackm, Doppelte Grundrechtsschutz für die zukünftige Europäische EU基本権憲章にとっての欧州人権条約の意味について、Y. Dorf, Zur Interpretation der Grundrechtechar-
- 563 ff., 569 f.; Pache, a.a.O.(Anm. 47), 413 f. Union, DOV 2005, 152 ff EUの加入について、Chr. Grabenwarter, Auf dem Weg in die Grundrechtsgemeinschaft?, EuGRZ 2004,
- 63 16 f.)等の主催により、本判決をテーマとするシンポジウムやパネル・ディスカッションが次々と開催された。 プレス評議会(NJW-aktuell 12/2005, XXIV)、ケルン大学放送法研究所(epd medien Nr. 34/35 v. 4. 5. 2005, S. 二○○四年暮から二○○五年の春にかけて、例えば、連邦行政裁判所(NJW-aktuell 9/2005, XVI)、ドイツ・

[追記]本稿脱稿後の二○○五年七月二八日、欧州人権裁判所は、条約四一条に基づく王女の賠償請求に関して、 ツと王女の間で成立した友好的解決を認め、名簿から事件を削除する決定を下した。王女には、 万ユーロ、裁判費用について一○万五○○○ユーロの賠償がドイツから支払われることになった。 精神的損害について ドイ